

令和5年度 不祥事防止研修実施状況

三原市立木原小学校

月	日	曜	研修内容	担当者
4	3	月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式における服務規律の徹底について ○服務規律の徹底について 校務運営規程, 服務規則, 学校経営会議運営細則, 他 ○不祥事防止に向けて 不祥事防止委員会, 不祥事防止研修年間実施計画, 不祥事根絶のための行動計画 ○「木原小セーフティガード」について 「報告・連絡・相談」, ヒヤリハットの法則, 児童への適切な指導, 交通安全, 個人情報管理, 心身の健康, 職員連携, 整理・整頓等 	校長
4	4	火	<ul style="list-style-type: none"> ○教育公務員としての心構えと規範意識について 広島県教育資料「教職員としての在り方・求められる教職員像」関係法規 ○広島県教員等資質向上指標について（現状確認と目標） 	教頭
4	5	水	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギー対応をはじめとする対応マニュアルについて ○アレルギー対応児童の情報共有（内容や手順等） 	養護教諭
5	1	月	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な会計管理について 集金方法, 集金年間予定, 会計業務の手順, 諸費会計等取扱規程 ○適正な情報管理について 情報セキュリティに関する規程, 指導要録の取扱い 	主事 教務主任
6	6	火	<ul style="list-style-type: none"> ○わいせつ行為・セクシュアルハラスメントの防止（熊本県教育委員会資料「研修をはじめめるにあたって」） 背景と要因, わいせつ犯の共通点, 防止対策（加害者, 環境, 被害者に対して）, まとめ（自己チェック） 	研究主任
6	14	水	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導提要について <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な風土の醸成について（追加項目） ・児童の権利に関する条約 ※4つの原則について ・人権感覚について自己チェック ・それぞれについて日頃の自己の振り返り 	保健主事
7	31	月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育研修 <ul style="list-style-type: none"> ア. 人権教育を通じて育てたい資質・能力 イ. 個別の人権課題 ウ. 各教科における人権教育 エ. 校内で起こりうる人権問題 ※（ウ, エ）個人の振り返り, 全体協議 	教頭
8	1	火	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故・飲酒運転の防止（平2公安告2・平6公安告3・平14公安告15・一部改正） （交通事故発生時）運転者の義務, 医師の診断, 行政処分・罰則（飲酒運転, あおり運転）, 自己の振り返り 	教務主任
8	23	火	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理（アレルギー対応） <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の意味 ・事例研修（演習：エビ・イカのアレルギー対応） ・映像資料「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（日本スポーツ振興センター） ・「アクションカード」の常設について（確認） 	養護教諭
9	6	水	<ul style="list-style-type: none"> ○「木原小セーフティガード」について（確認と見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・生起の可能性がある不祥事について ・「セーフティガード」課題の共有と見直し（協議） 	教頭

9	20	水	<p>○人権教育研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法の三つの柱について ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律について ・身近な人権問題 「路線バス」を描いてみよう（演習） ・個別の人権課題について ・三原市の人権に関する取組「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」（10月1日施行）について ・自己の振り返り 	教務主任
10	4	水	<p>○信頼される教職員であるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を守る五つの禁止行為、並びに事例の確認 ・不祥事を起こさないために気を付けること（個人思考・協議） ・振り返りとまとめ 	保健主事
10	20	金	<p>○おいせつ行為・セクハラの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者発表資料、懲戒処分の方針の改正、チラシ「信頼される教職員であるために」について確認 ・不祥事防止に向けて自分たちにできること、子供たちを守るために心掛けること（個人思考・協議とまとめ） 	教頭
11	17	金	<p>○性暴力の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者発表資料、動画「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の視聴、法律における規制について確認 ・性暴力等による被害や影響、防止策について全体協議並びにまとめ 	教頭
11	17	金	<p>○個人情報の扱い・不正アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例（不正アクセス）、「不正アクセス禁止法」について確認 ・ICTに関わる「ヒヤリ・ハット」について（振り返りと交流） ・まとめ 	教務主任
12	5	火	<p>○交通事故・飲酒運転の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転に係る基礎知識 アルコール摂取量と残留時間・脳や心身への影響 ・飲酒運転に係る法規等 刑法・道路交通法・広島県教育関係職員倫理要綱・懲戒処分の指針並びに状況 ・研修を何度受けても飲酒運転が生起する背景について（協議） ・まとめ（交通違反・事故防止を含む） 	担当職員 研究主任
12	25	月	<p>○信頼される教職員であるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者発表資料について確認 ・事例「金銭窃取」をもとに 自己の振り返り（交流） 自分の中にある“良心”と“悪意” ・まとめ 人としての正しい行い、教育公務員としての自覚と責任 チラシ「信頼される教職員であるために」四つの禁止行為の確認 	教頭